

## 録画による講演の放映と質疑応答による 自社医薬品の講演会



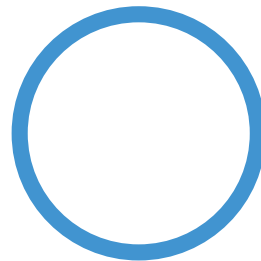
A社は新薬の発売に伴い、自社医薬品の講演会を開催することにしました。

予め講演会の趣旨を反映した内容で事前収録を行ない、講演会当日に複数医療機関等の相当数の医療担当者等が集まる会場で講演内容を放映し、引き続いてインターネット通信を利用して同じ演者によるライブでの質疑応答を行う企画となっています。

このような企画を自社医薬品の講演会として懇親行事を含めた形で開催することはできますか。



### 回答



**開催できます。**

講演会が録画による講演の放映の企画であっても、同じ演者自身がライブ形式で質疑応答することが予定されているため、自社医薬品の講演会等に関する基準の要件である口頭説明が基本、ライブ形式、全ての参加者との双方向のやりとりを満たしているものとみなします。

したがって、本企画においては自社医薬品の講演会等として懇親行事を含む開催費用を拠出することは規約で制限されません。